

平成29年三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																															
◎予算 (18件) 総務部		<table border="1"> <tr> <td>予</td> <td>算</td> <td>18 件</td> <td rowspan="6">議案 72件</td> </tr> <tr> <td>条</td> <td>例</td> <td>42 件</td> </tr> <tr> <td>そ</td> <td>の</td> <td>12 件</td> </tr> <tr> <td>認</td> <td>他</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報</td> <td>議</td> <td>22 件</td> </tr> <tr> <td>提</td> <td>定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>告</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>94 件</td> <td></td> </tr> </table>	予	算	18 件	議案 72件	条	例	42 件	そ	の	12 件	認	他	- 件	報	議	22 件	提	定	- 件		告	- 件			出	- 件			計	94 件	
		予	算	18 件	議案 72件																												
条	例	42 件																															
そ	の	12 件																															
認	他	- 件																															
報	議	22 件																															
提	定	- 件																															
	告	- 件																															
	出	- 件																															
	計	94 件																															
【1】 平成28年度三重県一般会計補正予算(第6号) (国の平成28年度補正予算(第2号))に対応し、児童福祉施設の防犯対策強化や第1次産業関連施設の整備などを行うための補正予算 約 10億円) 【2】 平成29年度三重県一般会計予算 (予算額 約 7,011億円) 【3】 平成29年度三重県県債管理特別会計予算 (予算額 約 1,820億円) 【4】 平成29年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 (予算額 約 18億円) 【5】 平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約 3億円) 【6】 平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算 (予算額 約 1億円) 【7】 平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算 (予算額 約 18億円) 【8】 平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約 1億円) 【9】 平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 (予算額 約 3億円)																																	

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	【10】平成29年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約 10億円)	
	【11】平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約 3億円)	
	【12】平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約 5億円)	
	【13】平成29年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約 2億円)	
	【14】平成29年度三重県流域下水道事業特別会計予算 (予算額 約 147億円)	
	【15】平成29年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約 154億円)	
	【16】平成29年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約 132億円)	
	【17】平成29年度三重県電気事業会計予算 (予算額 約 26億円)	
【18】平成29年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約 73億円)		

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (42件) 戦略企画部	【19】 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例案	<p>三重県情報公開審査会及び三重県個人情報保護審査会の効率的、効果的な運営を図るため両審査会を統合し、三重県情報公開・個人情報保護審査会を設置するものである。 (平成29年6月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査会は、審査請求に係る事件等について調査審議する。 (2) 審査会は、委員8人以内で組織する。 (3) 審査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。 (4) 審査会の委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
雇用経済部	【20】 伊勢志摩サミット基金条例案	<p>伊勢志摩サミットの成果を三重の未来に生かすための事業に要する経費の財源に充てるため、伊勢志摩サミット基金を設置するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。
戦略企画部	【21】 三重県情報公開条例の一部を改正する条例案	<p>三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成29年6月1日(一部公布の日及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 三重県情報公開審査会の設置等に関する規定を削る。 (2) 開示請求に係る公文書の非開示情報である個人に関する情報の定義の明確化を行う。

区 分	件 名	概 要																				
戦略企画部 つづき	<p>【22】 三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案</p> <p>【23】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成29年6月1日(一部公布の日、平成29年5月30日及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行の日)から施行) (主な改正内容) (1) 三重県個人情報保護審査会の設置等に関する規定を削る。 (2) 個人情報の定義の明確化等を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成29年5月30日から施行)</p>																				
総務部	<p>【24】 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成29年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局等の職員の定数の改正を行うものである。 (平成29年4月1日から施行) (主な改正内容) ・ 職員の定数を改正する。</p> <table border="1" data-bbox="750 1220 1364 1422"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務部局</td> <td>4,364人</td> <td>4,346人</td> <td>△18人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局及び学校以外の教育機関</td> <td>270人</td> <td>276人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>198人</td> <td>196人</td> <td>△2人</td> </tr> <tr> <td>病院事業庁</td> <td>300人</td> <td>299人</td> <td>△1人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	知事の事務部局	4,364人	4,346人	△18人	教育委員会の事務部局及び学校以外の教育機関	270人	276人	6人	企業庁	198人	196人	△2人	病院事業庁	300人	299人	△1人
	現行	改正後	増減																			
知事の事務部局	4,364人	4,346人	△18人																			
教育委員会の事務部局及び学校以外の教育機関	270人	276人	6人																			
企業庁	198人	196人	△2人																			
病院事業庁	300人	299人	△1人																			
	<p>【25】 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月14日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の扶養手当に係る支給額の改正等を行うものである。 (平成29年4月1日(一部三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行の日及び平成29年10月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 扶養手当の額及び支給対象を改める。 (2) 獣医師に対する初任給調整手当に係る規定を加える。 (3) 現業職員の職種変更に係る規定を整備する。</p>																				

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【26】 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県立子ども心身発達医療センターの設置等に鑑み、職員の特殊勤務手当についての規定を整備するものである。 (三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行の日(一部公布の日)から施行) (主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園を子ども心身発達医療センターに改める。
	<p>【27】 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に鑑み、介護休暇制度等について規定を整備するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護休暇取得可能期間を3つの期間に分割し取得できるものとする。 (2) 介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる休暇制度(介護時間)を新設する。 (3) 介護を行う職員の時間外勤務を免除することができるものとする。 (4) その他規定を整備する。
	<p>【28】 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県立子ども心身発達医療センターの設置等に鑑み、職員の定年についての規定を整備するものである。 (三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行の日から施行) (主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 草の実リハビリテーションセンターを子ども心身発達医療センターに改める。
	<p>【29】 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に鑑み、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大等について規定を整備するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する。 (2) 一定の非常勤職員について育児休業の取得要件を一部緩和する。 (3) その他規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【30】 三重県特別会計条例の一部を改正する条例案</p> <p>【31】 三重県安心子ども基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県立子ども心身発達医療センターの設置等に鑑み、当該センターの健全な運営とその経理の適正を図るため、三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計を設置等するものである。 (平成29年4月1日及び平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計の設置に関する規定を加え、その歳入とする収入及び歳出とする経費を定める。</p> <p>(2) 三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計の設置に関する規定並びにその歳入とする収入及び歳出とする経費を削る。</p> <p>三重県安心子ども基金の設置の目的を達成するための一部の事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 条例の有効期限を平成30年3月31日から平成31年3月31日まで延長する。</p> <p>(2) 上記に規定する期限までに実施された事業に係る精算期限を、平成30年6月30日から平成31年6月30日まで延長する。</p>
<p><参考></p> <p>○三重県安心子ども基金の概要 国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金により、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、設置されている。</p>		
健康福祉部 県土整備部	<p>【32】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に鑑み、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を新設する。</p> <p>(2) 介護保険法及び介護保険法施行令に基づき実施される介護支援専門員研修の内容の改正に鑑み、介護支援専門員等に対する研修事務手数料の額を改定する。</p> <p>(3) 建設業法の規定に基づく建設業許可及び経営規模等評価に関する証明事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(4) 建築士法の一部改正に鑑み、建築士事務所登録手数料の額を改定する。</p>

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p>【33】 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>牛海綿状脳症検査に使用する検査キットの販売価格の改定に鑑み、手数料の規定を整備するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛海綿状脳症検査の手数料の額を現行の2,500円から4,500円に改める。
県土整備部	<p>【34】 三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案</p>	<p>ガス事業法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p>
総務部	<p>【35】 三重県県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、県民税、事業税、地方消費税、自動車取得税及び自動車税についての規定を整備するものである。 (公布の日(一部平成31年10月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地方消費税 地方消費税の税率引上げの時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期する。 自動車取得税・自動車税 自動車取得税の廃止及び自動車税への環境性能割の導入の時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期するとともに、環境性能割についての特例措置に係る規定を削る。 法人県民税 法人県民税法人税割の税率引下げの実施時期を平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期する。
健康福祉部	<p>【36】 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	【37】 三重県がん対策推進条例の 一部を改正する条例案	がん対策基本法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行)
環境生活部	【38】 三重県特定非営利活動促進 法施行条例及び地方税法第 三十七条の二第一項第四号 の寄附金を受け入れる特定 非営利活動法人を指定する ための基準等を定める条例 の一部を改正する条例案	特定非営利活動促進法の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成29年4月1日から施行) (主な改正内容) (1) 仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人へ名称変更する。 (2) 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人並びに指定特定非営利活動法人が海外への送金等を行う場合の書類の事前提出を不要とする。 (3) 指定特定非営利活動法人が作成する役員報酬規程等の書類を備え置く期間を「作成の日の翌々事業年度の末日まで」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで」に延長する。 (4) 閲覧又は謄写させる指定特定非営利活動法人から提出を受けた役員報酬規程等の書類について、過去3年間に提出を受けたものから過去5年間に提出を受けたものに拡大する。 (5) その他規定を整理する。
地域連携部 県土整備部	【39】 三重県都市公園条例の一部 を改正する条例案	三重県営総合競技場の施設整備に鑑み、使用料の規定を整備するものである。 (規則で定める日(一部公布の日)から施行) (主な改正内容) (1) 陸上競技場の施設整備に伴い、使用料の額を改定する。 (2) その他規定を整備する。
県土整備部	【40】 三重県流域下水道条例の一 部を改正する条例案	中勢沿岸流域下水道に志登茂川処理区を加えるとともに、使用料に関する規定を整理するものである。 (公布の日から施行)

区 分	件 名	概 要																												
県土整備部 つづき	【41】 三重県営住宅条例の一部を 改正する条例案	<p>特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅を、公営住宅と同様に低額所得者に賃貸することができるよう、県営住宅の管理についての規定等を整備するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 「県営住宅」に「公営住宅に準じて低額所得者に賃貸するため特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅」を加える。</p> <p>(2) その他規定を整備する。</p>																												
教育委員会	【42】 公立学校職員定数条例の一 部を改正する条例案	<p>平成29年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数等の改正を行うものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 公立学校職員の定数を改正する。</p> <table border="1" data-bbox="735 864 1465 1048"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,594人</td> <td>3,540人</td> <td>△54人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,220人</td> <td>1,249人</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>7,006人</td> <td>6,975人</td> <td>△31人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,862人</td> <td>3,817人</td> <td>△45人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>15,682人</td> <td>15,581人</td> <td>△101人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 義務教育学校の設置に伴い、規定を整理する。</p>			現行	改正後	増減	県立学校	高等学校	3,594人	3,540人	△54人	特別支援学校	1,220人	1,249人	29人	市町立学校	小学校	7,006人	6,975人	△31人	中学校	3,862人	3,817人	△45人	合 計		15,682人	15,581人	△101人
		現行	改正後	増減																										
県立学校	高等学校	3,594人	3,540人	△54人																										
	特別支援学校	1,220人	1,249人	29人																										
市町立学校	小学校	7,006人	6,975人	△31人																										
	中学校	3,862人	3,817人	△45人																										
合 計		15,682人	15,581人	△101人																										
	【43】 三重県教育職員特別免許状 授与審査委員の設置に関す る条例の一部を改正する条 例案	<p>教育職員免許法施行規則の一部改正に鑑み、三重県教育職員特別免許状授与審査委員の規定を整備するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p>																												
	【44】 公立学校職員の給与に関す る条例の一部を改正する条 例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月14日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の扶養手当に係る支給額の改正等を行うものである。 (平成29年4月1日(一部平成29年10月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 扶養手当の額及び支給対象を改める。</p> <p>(2) 義務教育学校の設置に伴い、規定を整理する。</p> <p>(3) 現業職員の職種変更に係る規定を整備する。</p>																												

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p>【45】 公立学校職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部 を改正する条例案</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律等の一部改正に鑑み、介護休暇制度等について規 定を整備するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護休暇取得可能期間を3つの期間に分割し取得できるものとする。 (2) 介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため、1日につ き2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる休暇制度(介護時間)を 新設する。 (3) 介護を行う職員の時間外勤務を免除することができるものとする。 (4) その他規定を整備する。
	<p>【46】 三重県立高等学校条例の一 部を改正する条例案</p>	<p>受益者負担の適正化を図るため、手数料の規定を整備するもの である。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学業その他の証明書等の交付に係る手数料の額を現行の150円から250円 に改める。
	<p>【47】 旧三重県立幼稚園教員養成 所条例の一部を改正する条 例案</p>	<p>受益者負担の適正化を図るため、手数料の規定を整備するもの である。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学業その他の証明書等の交付に係る手数料の額を現行の150円から250円 に改める。
	<p>【48】 三重県総合博物館条例の一 部を改正する条例案</p>	<p>三重県総合博物館の管理の一部を指定管理者に行わせるた め、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合博物館の管理の一部を指定管理者の管理とする旨の規定を整備する。 (2) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲 等に係る規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	【49】 三重県立美術館条例の一部 を改正する条例案	<p>三重県立美術館の管理の一部を指定管理者に行わせるため、 規定を整備するものである。 (平成30年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 県立美術館の管理の一部を指定管理者の管理とする旨の規定を整備する。</p> <p>(2) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲 等に係る規定を整備する。</p>
地域連携部	【50】 三重県営ライフル射撃場条 例の一部を改正する条例案	<p>三重県営ライフル射撃場の施設整備に鑑み、利用に係る料金の 規定を整備するものである。 (平成29年12月1日(一部公布の日)から施行)</p>
教育委員会	【51】 三重県立熊野少年自然の家 条例等の一部を改正する条 例案	<p>義務教育学校及び中等教育学校が三重県内に設置されることに 伴い、関係条例の規定を整理するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる条例の義務教育学校又は中等教育学校に関する規定を整理す る。 ①三重県立熊野少年自然の家条例 ②三重県立鈴鹿青少年センター条例 ③三重県農業大学校条例 ④犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例 ⑤幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例 ⑥三重県暴力団排除条例
環境生活部	【52】 三重県総合文化センター条 例の一部を改正する条例案	<p>三重県立図書館の管理の一部を指定管理者に行わせ、また三 重県総合文化センターの利便性の向上を図るため、規定を整備す るものである。 (平成30年4月1日(一部公布の日及び平成29年10月1日)から施 行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 三重県立図書館の管理を指定管理者に行わせる。</p> <p>(2) 三重県生涯学習センターにおいて利用に供する施設に小研修室を加え、利 用時間及び利用料金の上限を定める。</p> <p>(3) その他規定を整備する。</p>

区 分	件 名	概 要
病院事業庁	<p>【53】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県立志摩病院における地域包括ケア病棟の療養環境を改善するための施設改修に伴い、一般病床数を改定するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般病床数 改正前:250床 改正後:236床
企業庁	<p>【54】 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に鑑み、給与の減額についての規定を整備するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与の減額についての規定に、連続する3年の期間内において、介護のため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる介護時間の承認を受けて勤務しない場合を加える。
病院事業庁	<p>【55】 三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県立子ども心身発達医療センターの設置等に鑑み、修学資金の返還免除についての規定を整備するものである。 (三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 三重県立草の実りハビリテーションセンター及び三重県立小児心療センターあすなる学園を三重県立子ども心身発達医療センターに改める。 返還の当然免除の対象から除外する学校に中等教育学校を加える。
	<p>【56】 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に鑑み、給与の減額についての規定を整備するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与の減額についての規定に、連続する3年の期間内において、介護のため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる介護時間の承認を受けて勤務しない場合を加える。

区 分	件 名	概 要																								
警察本部	<p>【57】 三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【58】 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案</p>	<p>近年の犯罪情勢の変化等に伴い、生活安全部から地域部門を独立させ、専門性及び機能性の高い組織を編成するとともに、指揮及び指導體制の強化を図るものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部の内部組織に地域部を加え、生活安全部の所掌事務から地域警察に関する事務等を削り、地域部の所掌事務とする。 <p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察官の定員を改正する。 <table border="1" data-bbox="742 795 1460 996"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警視</td> <td>113人</td> <td>113人</td> <td>± 0人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>235人</td> <td>235人</td> <td>± 0人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>1,784人</td> <td>1,793人</td> <td>+ 9人</td> </tr> <tr> <td>巡査</td> <td>932人</td> <td>938人</td> <td>+ 6人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,064人</td> <td>3,079人</td> <td>+ 15人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	警視	113人	113人	± 0人	警部	235人	235人	± 0人	警部補及び巡査部長	1,784人	1,793人	+ 9人	巡査	932人	938人	+ 6人	合 計	3,064人	3,079人	+ 15人
	現行	改正後	増減																							
警視	113人	113人	± 0人																							
警部	235人	235人	± 0人																							
警部補及び巡査部長	1,784人	1,793人	+ 9人																							
巡査	932人	938人	+ 6人																							
合 計	3,064人	3,079人	+ 15人																							
防災対策部	<p>【59】 三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関のうち、通信分野等の法人から委員を任命するため、委員の定数を改定するものである。 (平成29年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の定数を55名以内から65名以内に改める。 																								
雇用経済部	<p>【60】 三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止する等の条例案</p>	<p>国の交付金の活用方法の変更に伴い、三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止するとともに、三重県発電用施設周辺地域振興基金条例の規定を整理するものである。 (平成29年4月3日(一部公布の日)から施行)</p>																								
<p><参考></p> <p>○ 三重県発電用施設周辺地域振興基金の概要</p> <p>三重県発電用施設周辺地域振興基金は、国から交付される電源立地地域対策交付金により、県内への企業の導入・産業近代化などに寄与する事業を推進するため、設置されている。今回、電源立地地域対策交付金を原資とする三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金の活用方法の変更について国の承認を得たことから、同貸付基金の積立金を全額繰り出し、当該基金に積み立てるものである。</p>																										

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (12件) 総務部	【61】 包括外部監査契約について	包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 【契約の目的】 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 【契約の始期】 平成29年4月1日 【契約金額】 10,990,944円を上限とする額 【契約の相手方】 水野信勝:公認会計士
農林水産部	【62】 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成29年度において県の行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
	【63】 国営宮川用水土地改良事業に対する市町の負担について	平成28年度から農林水産省が行う国営宮川用水土地改良事業の負担金について、土地改良法第90条9項の規定により、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【64】 土木関係建設事業に対する市町の負担について	平成29年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
	【65】 工事請負契約について	宮川流域下水道(宮川処理区)内宮幹線(第4工区)管渠工事 ○ 場所 伊勢市通町地内～黒瀬町地内 ○ 契約金額 476,172,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 伊勢市浦口4丁目1番11号 山野・森特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山野建設 代表取締役 山野 稔 ○ 工事の概要 施工延長 L=1,020m 推進工(φ800mm) L=1,009m 立坑工 3箇所 人孔工 3基

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【66】 工事請負契約について	宮川流域下水道(宮川処理区)明和幹線(第5工区)管渠工事 ○ 場所 多気郡明和町大字新茶屋地内～大字明星地内 ○ 契約金額 519,490,800円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 松阪市飯南町粥見2318番地3 中央・山二特定建設工事共同企業体 代表者 中央土木株式会社 代表取締役 角谷 勝利 ○ 工事の概要 施工延長 L=609m 推進工(φ1,000mm) L=602m 立坑工 1箇所 人孔工 1基
環境生活部	【67】 財産の無償譲渡について	県有財産について、次のとおり無償譲渡を行おうとするものである。 1 所在地 いなべ市藤原町石川字上畑469番1 2 種目及び数量 作業装置(脱塩洗灰設備)一式 3 相手方住所氏名 東京都港区台場二丁目3番5号 太平洋セメント株式会社 代表取締役社長 福田 修二
県土整備部	【68】 県道の路線廃止について	道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、 県道の路線を次のとおり廃止するものとする。 ・ 県道の廃止 伊勢市停車場線

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【69】 訴えの提起(和解を含む。)について</p>	<p>伊賀市川上地内の県道の敷地に存する未登記となっている土地について、時効取得を原因として所有権移転登記手続を求める訴訟である。</p>
<p>健康福祉部</p>	<p>【70】 訴えの提起(和解を含む。)について</p> <p>【71】 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期計画の認可について</p>	<p>伊賀市川上地内の県道の敷地に存する未登記となっている土地について、時効取得を原因として所有権移転登記手続を求める訴訟である。</p> <p>地方独立行政法人法第26条第1項及び第83条第3項の規定に基づき、平成29年度から33年度までの間に達成すべき目標として県が定めた第二期中期目標を受けて、地方独立行政法人三重県立総合医療センターが策定した第二期中期計画について、議会の議決を経て認可しようとするものである。</p>
<p><参考></p> <p>○地方独立行政法人法 (中期計画) 第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2～5 (略)</p> <p>(料金及び中期計画の特例) 第83条 1～2 (略) 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p>		

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p>【72】 第2次三重県男女共同参画基本計画の変更について</p>	<p>人口減少や少子高齢化の進展等、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢をふまえ、平成23年3月に策定した第2次三重県男女共同参画基本計画の変更を行うものである。</p> <p>(計画の概要)</p> <p>第1章 計画策定の背景 現行計画策定以降の現状と課題等について示したものである。</p> <p>第2章 計画の基本事項 計画の位置づけや目標、期間、体系、重点事項について示したものである。</p> <p>第3章 計画の内容 めざす姿、施策の方向と施策について示したものである。</p> <p>第4章 計画の推進 計画の推進体制および進行管理について示したものである。</p> <p>(計画の期間) 平成29年度から平成32年度までとする。</p>
<p><参考></p> <p>第2次三重県男女共同参画基本計画の変更については、三重県男女共同参画推進条例(平成12年三重県条例第73号)第8条第4項の規定により議会の議決を要する。</p>		

区 分	件 名	概 要
◎報告 (22件) 県土整備部	【73】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を 含む。)を行った。
総務部	【74】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年11月17日松阪市鎌田町地内の駐車場において発生 した松阪県税事務所(税務室)に係る自動車による公務上の事故に 関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 132,700円

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【75】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年7月8日四日市市平町地内の駐車場において発生した北勢福祉事務所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 84,067円</p>
地域連携部	<p>【76】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年10月4日尾鷲市坂場西町地内の紀勢自動車道において発生した紀北地域活性化局(地域活性化防災室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 173,200円</p>
	<p>【77】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年10月17日南牟婁郡紀宝町鶴殿地内の駐車場において発生した紀南地域活性化局(地域活性化防災室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 73,150円</p>

区 分	件 名	概 要
雇用経済部	【78】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年12月1日津市城山地内の駐車場において発生した雇用経済部(雇用対策課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 225,720円
議会事務局	【79】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年9月2日津市栄町二丁目地内の市道において発生した議会事務局(総務課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 9,981円
警察本部	【80】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年7月5日愛知県名古屋市中村区黄金通2丁目地内の市道において発生した捜査第三課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 656,085円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【81】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年9月10日名張市桔梗が丘1番町地内の市道において発生した名張警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 374,760円</p>
	<p>【82】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年9月28日四日市市日永東二丁目地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 66,066円</p>
	<p>【83】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年10月19日松阪市嬉野薬王寺町地内の駐車場において発生した高速道路交通警察隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 138,460円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【84】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年5月24日 鈴鹿市東庄内町地内の敷地において発生し た神奈川県警察本部に係る自動車による公務上の事故に関して損 害賠償の額について和解した。 損害賠償額 721,424円
	【85】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年5月26日 四日市市あかつき台四丁目地内の給油所に おいて発生した青森県警察本部に係る自動車による公務上の事故 に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 260,000円
教育委員会	【86】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年7月14日 桑名市大字東汰上地内の市道において発生 した県立くわな特別支援学校に係る自動車による公務上の事故に 関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 433,890円

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	【87】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年9月16日津市大門地内の国道23号において発生した 教育委員会事務局(人権教育課)に係る自動車による公務上の事 故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 442,597円
県土整備部	【88】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年1月29日桑名市大字赤尾地内の県道桑名大安線に おいて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の 額について和解した。 損害賠償額 6,480円
	【89】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成28年7月21日名張市美旗中村地内の県道上野名張線に おいて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の 額について和解した。 損害賠償額 506,972円

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【90】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年9月4日津市安濃町内多地内の県道草生窪田津線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 141,795円</p>
	<p>【91】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成28年10月9日津市美里町北長野地内の国道163号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 50,000円</p>
<p>教育委員会</p>	<p>【92】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【93】 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの常勤職員の数について</p>	<p>地方独立行政法人法第54条第2項の規定に基づくもの。</p>
企業庁	<p>【94】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】山村浄水場耐震化工事 【履行場所】四日市市山村町地内 【契約金額】3,235,874,400円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 津市北丸之内12番 安藤・間・高砂・松岡特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 三重営業所 所長 横山 英樹</p> <p>【契約締結の年月日】平成 28年11月9日 【契約期間】平成28年11月9日から 平成32年12月17日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき		<p>【契約名称】内径1200耗配水管シールド工事(四期・羽津) 【履行場所】四日市市大字羽津地内～四日市市大字羽津甲地内 【契約金額】2,578,489,200円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 津市北丸之内12番 安藤・間・高砂・矢野特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 三重営業所 所長 横山 英樹</p> <p>【契約締結の年月日】平成28年11月22日 【契約期間】平成28年11月22日から 平成32年7月23日まで</p> <p>【契約名称】内径800耗配水管シールド工事(一期・末広) 【履行場所】四日市市末広町地内～四日市市尾上町地内 【契約金額】758,948,400円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 伊勢市浦口4丁目1番11号 山野・中村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山野建設 代表取締役 山野 稔</p> <p>【契約締結の年月日】平成28年11月28日 【契約期間】平成28年11月28日から 平成30年9月28日まで</p>

平成29年 定例会 2月定例会会議 議案聴取会日程 (案)

- 1 開催年月日 平成29年2月15日(水) 全員協議会終了後
平成29年2月16日(木) 午前10時から
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順

所 管 名	議案	報告	備考
総務部	○	○	15日
防災対策部	○		
戦略企画部	○		
警察本部	○	○	
病院事業庁	○		
企業庁	○	○	
健康福祉部	○	○	
環境生活部	○		
地域連携部	○	○	
農林水産部	○		16日
雇用経済部	○	○	
県土整備部	○	○	
教育委員会	○	○	
部外	○	○	

※部外 人事委員会事務局・監査委員事務局・出納局
議会事務局

質問者一覧表(案)

平成29年定例会(2月定例会)

月日(曜)	質問区分	順序・氏名(党派)				
		1	2	3	4	5
2月22日(水)	代表質問	議員 (新政みえ)	議員 (自民党)			
		1	2	3	4	5
2月24日(金)	一般質問	議員 (大志又は草の根運動いしが)	議員 (大志又は草の根運動いしが)	議員 (新政みえ)	議員 (自民党)	議員 (鷹山)
		1	2	3	4	5
2月28日(火)	一般質問	議員 (公明党又は日本共産党)	議員 (公明党又は日本共産党)	議員 (新政みえ)	議員 (自民党)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4	5
3月6日(月)	一般質問	議員 (自民党)	議員 (新政みえ)	議員 (自民党)	議員 (自民党)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4	5

(参考) ・代表質問時間(答弁を含む。)は、一人70分程度。

・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度。ただし、2月24日、28日の1番目及び2番目は一人30分程度。

・関連質問

新政みえ
能動

6回
1回

自民党
大志

6回
1回

鷹山
草の根運動いしが

1回
1回

公明党
日本共産党

1回
1回

1回
1回

請願の処理経過及び結果の報告

- 平成25年定例会11月定例会議で採択された請願
 - ・ 三重県工業研究所における継続的な日本酒の研究体制の安定化を求めることについて

- 平成28年定例会11月定例会議で採択された請願
 - ・ 私学助成について
 - ・ 開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の運用等について改善を求めることについて

意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

3月13日(月)午後5時まで

2月15日の議事予定

開 議
諸報告

- ・文書質問回答書の配付について
- ・議案等の配付について
- ・包括外部監査の結果報告書の配付について
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料及び交付決定実績調書の配付について
- ・住民監査請求の監査結果の配付について
- ・例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

- 日程第1 選挙区調査特別委員辞任の件
 日程第2 選挙区調査特別委員補充選任の件
 日程第3 議案第1号から議案第72号まで〔提案説明〕
 休会の件
 散 会

全員協議会
 議案聴取会
 選挙区調査特別委員会

(2月16日)

議案聴取会
 議会運営委員会
 予算決算常任委員会理事会
 広聴広報会議

1. A letter from
the State of New York
to the State of New Jersey

2. A letter from
the State of New Jersey
to the State of New York

3. A letter from
the State of New York
to the State of New Jersey

1800

1801
1802
1803
1804

平成29年 定例会日程

月	日	曜	日	程	備考
2月	9日	木	休	会	議会運営委員会
	10日	金	休	会	
	11日	土		(建国記念の日)	
	12日	日			
	13日	月	休	会	予算決算常任委員会(参考人招致)
	14日	火	休	会	全員協議会
	15日	水	本	会議	議案上程 提案説明(2月定例会会議)
	16日	木	休	会	全員協議会 議案聴取会
	17日	金	休	会	議案聴取会 議会運営委員会
	18日	土			
	19日	日			
	20日	月	休	会	
	21日	火	休	会	
	22日	水	本	会議	代表質問 議案質疑
	23日	木	休	会	議会運営委員会
	24日	金	本	会議	一般質問
	25日	土			
	26日	日			
	27日	月	休	会	
	28日	火	本	会議	一般質問
3月	1日	水	休	会	
	2日	木	本	会議	追加議案上程
	3日	金	休	会	議案聴取会 議会運営委員会
	4日	土			
	5日	日			
	6日	月	本	会議	一般質問 議案質疑
	7日	火	休	会	予算決算常任委員会(予算総括質疑)
	8日	水	委	員会	付託議案審査(戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院の各常任委員会・分科会)
	9日	木	委	員会	付託議案審査(総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会)
	10日	金	委	員会	付託議案審査(戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、健康福祉病院の各常任委員会・分科会)
	11日	土			
	12日	日			
	13日	月	委	員会	付託議案審査(総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会)
	14日	火	休	会	(常任委員会予備日)
	15日	水	休	会	(委員会等予備日)
	16日	木	委	員会	予算決算常任委員会(採決)
	17日	金	休	会	代表者会議 議会運営委員会
	18日	土			
	19日	日			
	20日	月		(春分の日)	
	21日	火	本	会議	採決(2月定例会会議)
	22日	水	休	会	
	23日	木	休	会	
	24日	金	休	会	
	25日	土			
	26日	日			
	27日	月	休	会	
	28日	火	休	会	
	29日	水	休	会	
	30日	木	休	会	
	31日	金	本	会議	追加議案上程 採決(3月会議)

※ 請願陳情の受理

・ 2月15日(水) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

① 12月22日～ 2月14日

② 3月22日～ 6月 4日

三重県議会運営委員会内規 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>1～5__略</p> <p>(協議結果の周知)</p> <p>6 会期中に開催された委員会の協議結果は、委員がその所属の会派又は少数会派の議員に連絡するものとする。委員、議長、副議長が欠席の場合、<u>委員を選出していない少数会派の議員の傍聴がなかった場合</u>にあつては、議会事務局が協議結果を当該欠席者又は少数会派の代表者に<u>連絡する</u>。定例会議の初日のおおむね1週間前及び議事整理日に開催された協議結果の概要は、議会事務局が出席及び傍聴の議員を除く各議員に送付する。</p> <p>7__略</p>	<p>1～5__略</p> <p>(協議結果の周知)</p> <p>6 会期中に開催された委員会の協議結果は、委員がその所属の会派又は少数会派の議員に連絡するものとする。委員、議長、副議長が欠席の場合、<u>1名の所属議員を有する少数会派の議員の傍聴がなかった場合</u>にあつては、議会事務局が協議結果を当該欠席者に対し連絡する。定例会議の初日のおおむね1週間前及び議事整理日に開催された協議結果の概要は、議会事務局が出席及び傍聴の議員を除く各議員に送付する。</p> <p>7__略</p>

